

事務連絡
令和7年7月31日

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

] 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティビ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その3）

「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋
管理サービス利用規約」第21条第2項に基づく災害発生時における保険資格情
報・医療情報の閲覧機能のアクティビ化範囲等については、「オンライン資格確
認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティビ化する医
療機関・薬局の範囲・期間について」（令和5年1月26日付事務連絡）にてお示
ししたところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記のとおり対応をお願
いいたします。

「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティビ化に当たっては、対象の医療
機関・薬局に対して、別添1のオンライン資格確認等システム利用規約第25条
及び第26条、別添2の「医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点」を
参考に、患者への医療サービスを提供する以外の目的での利用は認められない
ことについて十分な周知徹底をお願いします。貴機関におかれでは、各医療機
関・薬局による本機能を用いたオンライン資格確認等システムの閲覧ログを踏
まえ、必要と認める場合には、個別に、医療機関・薬局に対して、「緊急時医療
情報・資格確認機能」を利用した医療情報の閲覧状況について事実関係を確認
してください。

なお、令和6年3月1日以降、生活保護法による被保護者の医療扶助の受給資
格等の情報に係る同機能の利用に当たっては、別添中、「保険資格情報」とある
のは「医療扶助の受給資格情報」と、「被保険者番号」とあるのは「受給者番号」
と、「保険者名称」とあるのは「福祉事務所名称」と読み替えるものとします。

今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願
いいたします。

記

○ 「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	<p>【岩手県】宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畠村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町</p> <p>【北海道】函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、網走市、留萌市、<u>苦</u>小牧市、稚内市、紋別市、根室市、登別市、伊達市、石狩市、北斗市、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、茅部郡鹿部町、茅部郡森町、二海郡八雲町、山越郡長万部町、寿都郡黒松内町、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡余市町、増毛郡增毛町、留萌郡小平町、苦前郡苦前町、苦前郡羽幌町、苦前郡初山別村、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、宗谷郡猿払町、枝幸郡浜頓別町、枝幸郡枝幸町、天塩郡豊富町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、天塩郡幌延町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町、虻田郡豊浦町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、虻田郡洞爺湖町、勇払郡むかわ町、沙流郡日高町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡豊頃町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、厚岸郡浜中町、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡標津町、目梨郡羅臼町</p> <p>【宮城県】仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、<u>岩沼市</u>、<u>東松島市</u>、<u>亘理郡亘理町</u>、<u>亘理郡山元町</u>、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町</p> <p>【青森県】八戸市、三沢市、むつ市、東津軽郡外ヶ浜町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡風間浦村、下北郡佐井村、三戸郡階上町</p> <p>【福島県】いわき市、双葉郡広野町、相馬郡新地町</p> <p>【静岡県】静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、下田市、伊豆市、賀茂郡東伊豆町</p> <p>【三重県】鳥羽市、志摩市</p>
期間	災害救助法の適用第一報から一週間（※）

※令和7年8月5日まで

※下線部は、本事務連絡で新たにアクティブ化対象となった地域

以上

別添 1

オンライン資格確認等システム利用規約（抄）

（禁止事項）

第25条 サービス利用者は、本サービスを利用するに当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 一 本サービスの利用目的（患者の資格情報の確認及び医療行為等への活用）以外の用途で本システムを使用する行為
- 二 第21条第2項の場合を除いて、患者の同意なく薬剤情報・診療情報・特定健診情報を開覧する行為

三～八 （略）

九 法令若しくは本規約に違反する行為又はそのおそれがある行為

十 公序良俗に反する行為

十一～十四 （略）

2 実施機関は、本サービスの利用に関して、サービス利用者の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に通知することなく、当該サービス利用者に対して本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し又は前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、実施機関は、サービス利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

（利用規約に違反した場合の措置）

第26条 前条第1項に違反し、本システムの運用に支障をきたした行為又は支障をきたすおそれがある行為をしたサービス利用者は、実施機関に対して、直ちに、その行為の概要を報告するものとします。また、当該行為の詳細が判明した場合、サービス利用者は、遅滞なく、実施機関にこれを報告するものとします。

2 前条第1項に違反する行為が悪質な場合、実施機関は、当該行為を行ったサービス利用者に対して、その原因及び今後のシステム利用に当たっての対策等を内容に含む改善書を提出するよう求めることができます。また、実施機関は、当該行為の概要及び当該サービス利用者の名称を公表することができます。

3 サービス利用者が、前条第1項に違反した日から所定の日数経過後も、当該違反を是正しない場合、実施機関は、次の各号に定める措置を講ずることができます。

- 一 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を一時的に停止すること
- 二 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を停止すること

4 実施機関は、本システムの適切な運営及び本サービスの適切な実施を確保するため必要があると認める場合は、サービス利用者に対して、業務の実施の状況に関し必要な報告若しくは運用に関する記録その他の書類の提出を求め、又は質問することができます。

別添2

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。
なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。
- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(http://iryohokenjyoho.service-now.com/sys_attachment.do?sys_id=f0662f97c30a46946e19fd777a0131f3)をご参照ください。

1. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合

- (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (2) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

2. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合

- (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (2) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第20条第2項第2号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）

(参考1)

事務連絡
令和5年1月26日

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスを導入している医療機関・薬局においては、最新の保険資格情報のみならず、患者がマイナンバーカードを用いて本人確認を行い、薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）の提供に同意した場合に限り、医師等の有資格者は医療情報も閲覧することができます。

また、「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項（以下「特定条項」という。）のとおり、災害等が発生した場合には、患者がマイナンバーカードを紛失等した場合であっても、医療機関・薬局は、オンライン資格確認等システムを通して保険資格情報・医療情報を閲覧することができます。

オンライン資格確認等システム利用規約

第二十一条（略）

2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・特定健診情報等の提供を求めることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

電子処方箋管理サービス利用規約

第二十一条（略）

2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・

特定健診情報等の提供を求めるすることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

災害等発生時における特定条項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧は、医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）が「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化することで閲覧可能となります。

つきましては、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される災害等が発生した時には、災害救助法が適用された市区町村に対して、当面、災害救助法の適用第一報から一週間、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化するとともに、その旨を同対象地域に存する医療機関・薬局に周知を行うよう、よろしくお願ひいたします。

上記の取扱は、災害救助法等が適用される災害等が発生した時に実施機関において初動対応として実施いただくものとし、その上で、個別の災害等の状況に応じ、当課から上記の取扱について確認的に、又は上記の取扱の終了等について御連絡するために、別途事務連絡を発出させていただくことを申し添えます。

今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に周知する際に、併せて記載等いただきますようお願ひいたします。

なお、本事務連絡発出に伴い、「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 4 年 3 月 17 日厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）は廃止します。

以上

(別添)

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。
なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。
- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(https://iryohokenjyoho.service-now.com/sys_attachment.do?sys_id=f0662f97c30a46946e19fd777a0131f3)をご参照ください。

3. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合

- (3) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (4) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

4. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合

- (3) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (4) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第20条第2項第2号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）